

権利擁護推進員（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修 実施要領

1. 目的

講義・演習・自施設での実習等を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組および利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得することにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的として開催します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体 滋賀県

実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3. 研修対象者（受講要件）

次の（１）～（３）の全てに該当する者を対象とします。

- （１）身体拘束廃止などの高齢者の権利擁護のための取組を介護施設等内で指導的立場から推進することができる者
- （２）全日程参加できる者
- （３）自施設実習の協力が得られる者

4. 研修日程・定員

講義・演習4日間 および 自施設実習60日間(詳細は研修プログラムを参照ください。)

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

日 程	申込締切日	定員
令和6年8月27日（火）～令和6年12月24日（火）	令和6年7月16日（火）	30名

【受講の留意点】

- ・ 全日程（4日間）受講可能であるかご確認ください。
（本研修は連続して受講することを原則として構成しています。）
- ・ 自施設実習に協力が得られることをご確認ください。
（身体拘束廃止や高齢者の尊厳を守るケア等の実現に向けた個別の取組、または職場における業務改善等の実践が必要です。
※同じ所属から2名で受講し、同一課題に取り組むことも可とします。

5. 受講申込方法

所属する職員の研修受講を希望する施設・事業所は、滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム（以下、「研修システム」という。）を利用してお申し込みください。

研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/>

※研修システムでの申込ができない場合は、滋賀県社会福祉研修センター事務局（以下、「事務局」という。）にご連絡ください。

6. 受講の決定

申込締切後、2週間以内に受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。

申込者が定員を超える場合は、次の優先順位により受講決定します。

- ・先着順
- ・定員を超過する場合は、事業所内において過去の本研修修了者数が少ない事業所を優先

7. 事前課題の作成・提出

受講者自身が自施設における虐待防止対策の現状について把握し、自施設等での実習にむけた準備のため、事前課題を提出していただきます。詳細は受講決定時にお知らせします。

8. 受講料

無料

9. 修了証書の交付

- (1) 全科目を受講された方には、県より修了証が交付されます。
- (2) 修了については、全日程を出席し課題を期日までに提出した人が対象となります。
 - ①自施設実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合は、修了証の発行を保留し、再提出・再実習を必要とすることがあります。
 - ②受講態度が不適切（学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、迷惑行為等）で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。
- (3) 修了証書の氏名表記は、J I Sコード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

10. 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（滋賀県草津市笠山七丁目8-138）

※駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。

【交通案内】

J R瀬田駅からバス利用 長寿社会福祉センター前B S下車 約15分

➤ 帝産バス③番のりば：滋賀医大行き（レストタウン・長寿社会経由）

※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターを経由しません。

注意してください。

※バスダイヤは、事前にバス会社にてお確かめのうえ利用ください。

11. その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。また、ゴミはお持ち帰りください。
- (2) 県立長寿社会福祉センターの敷地内（駐車場を含めた敷地全体）は全面禁煙です。

気象警報等が発表された場合（※）や、県から事業の自粛要請が出された場合、その他交通機関の状況等により、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページおよび研修システムの「おしらせ」に掲載しますのでご確認をお願いします。

滋賀県社会福祉研修センター

ホームページ [http:// shiga-sfk.jp](http://shiga-sfk.jp)

研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga>

電話番号 TEL:077-567-3927



ホームページ



研修システム

※特別警報、暴風警報が県下で発表されている場合、研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時（午後の研修の場合は午前10時）時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

12. 問い合わせ・申込み先（事務局）

〒525-0072

草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉研修センター

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

ホームページ <http://shiga-sfk.jp>

令和6年度 権利擁護（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修 プログラム

令和6年4月1日現在

日程	時間	内 容	講 師（敬称略）
■ 8月27日 (火)	10:50～	オリエンテーション	事務局
	11:00～ 12:00	【講義】 滋賀県における高齢者の権利擁護等の取組について ・高齢者の権利擁護及び養護者支援について ・高齢虐待防止法の対応状況調査結果等を踏まえた未然防止、早期発見及び再発防止に向けた対策等について	滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課
	13:00～ 16:30	【講義】 身体拘束廃止と権利擁護 ・高齢者虐待防止法について ・高齢者介護と身体拘束廃止について ・介護事故とその予防・対応（リスクマネジメント）	大阪人間科学大学 社会福祉学科 教授 武田 卓也
■ 9月11日 (水)	10:00～ 12:00	【講義】 身体拘束廃止等のための課題解決の考え方① 「高齢者虐待・不適切なケアの防止の基本」 ・高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるための、専門職の役割について理解を深めるとともに、ストレスマネジメント（怒りの感情のコントロール等）について学びます。 【演習1-①】（意見交換） ・上記の講義内容を踏まえて現状分析や取組に向けた課題整理を行います。	滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
		【演習1-②】（実践報告及び意見交換） ・身体拘束廃止に向けた取組について、県内施設等の実践報告を聞き、自施設等での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行います。	・県内事業所 報告者 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
	13:00～ 16:30	【講義】 身体拘束廃止等のための課題解決の考え方② 「認知機能障害の理解とケアの考え方」 ・不適切なケアを防ぐために、認知症ケアに携わる者として必要な知識・技術・考え方について振り返ります。 【演習1-③】（意見交換） ・上記の講義内容を踏まえて現状分析や取組に向けた課題整理を行います。	滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
■ 9月27日 (金)	10:00～ 16:30 (昼休憩1時間含む)	【演習2】（取組に向けたロールプレイ等） ・対象者に対する理解を深めるロールプレイ ・施設等内における高齢者の権利擁護のための取組（自施設の課題解決に向け、実習計画を作成します。）	・びわこ福祉の杜 中原 一隆 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
自施設等 実習	60日間	【自施設等実習】 ・職場の実態を検討し、「身体拘束をしない(尊厳を守る)ケア」を約60日間実践します。 *実践事例まとめ・提出（提出期限：12月10日）	各職場
■ 12月24日 (火)	10:00～ 16:30 (昼休憩1時間含む)	【演習3】（報告会・意見交換等） ・本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設等における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等を共有し、今後の自事業所の実践について考えます。	・びわこ福祉の杜 中原 一隆 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代